

# ポーランド政治・経済・社会情勢

(2021年3月25日～2021年3月31日)

令和3年(2021年)4月2日

H	E	A	D	L	I	N	E	S
<p><b>政治</b></p> <p>ポーランド国境における検疫措置の強化                      モラヴィエツキ首相による憲法とEU法の優位性に関する憲法法廷への判断要請                      地方裁判所裁判官による最高裁決定の撤廃を求める提訴                      今後のワクチン接種計画に関する政府発表                      ワクチン接種登録をめぐる混乱                      ベラルーシにおけるポーランド人少数者団体関係者の拘束                      モラヴィエツキ首相の欧州理事会出席                      ホロコストに関連する記事のニューヨーカー誌への掲載                      ウクライナとポーランドの大統領協議委員会の開催                      ブワシュチャク国防相、米陸軍第5軍団長と会談                      軍による新型コロナウイルス感染症対策支援                      法の支配を巡る欧州委員会における欧州司法裁判所への提訴</p>								<p>お問い合わせ先 大使館領事部 電話 22 696 5005 FAX 5006 各種証明書、在外投票、旅券、戸籍・国籍関係の届出についてもどうぞ。</p> <p>お願い 3か月以上滞在される場合、在留届を大使館に提出してください。大規模な事故・災害等が発生した場合、所在確認・救援の根拠となります。</p>
<p><b>治安等</b></p> <p>警察、洗車中に車両窃盗を試みた男性を逮捕                      国家警察本部、「米兵詐欺」について注意喚起                      当地地方都市で不発弾を撤去                      ワルシャワ市、ゴミ収集手数料の算出方法の変更を発表</p>								
<p><b>経済</b></p> <p>可処分所得                      ポーランドの経済成長予測                      3月の購買担当者景気指数(PMI)                      PKN Orlen による洋上風力発電所建設                      韓国企業によるポーランドへの投資動向                      国際道路輸送連合、自動車会社の電気・水素トラックの導入の方針を批判                      原子力発電所建設関連動向                      国立研究開発センターによる研究開発の公的支援状況</p>								
<p><b>大使館からのお知らせ</b></p> <p>長期滞在を目的にシェンゲン協定域内国に渡航する際の注意                      欧州でのテロ等に対する注意喚起                      「たびレジ」への登録のお願い                      新型コロナウイルス感染症に関する注意喚起                      マイナンバーカード取得のお願い                      年金受給者の現況届提出について                      大使館広報文化センター開館時間(10月26日(月)より、当面の間入館を一時見合わせ)                      文化行事・大使館関連行事</p>								
<p>在ポーランド日本国大使館                      ul. Szwoleżerów 8、00-464 Warszawa Tel:+48 22 696 5000 <a href="http://www.pl.emb-japan.go.jp">http://www.pl.emb-japan.go.jp</a></p>								

## 政 治

## 内 政

ポーランド国境における検疫措置の強化【29日】

29日、ミュレル政府報道官及びホラワ・インフラ副大臣が記者会見を行い、30日からのポーランド国境における検疫の強化を発表した。検疫強化により、シェンゲン域内から入国する場合、10日の隔離措置の対象が全ての入国者に拡大され、検査の陰性証明の提示により隔離措置が免除となる。他方、シェンゲン域外からの入国の場合は、検査の陰性証明の提示の有無に関係なく、全ての入国者が10日間の隔離措置の対象となる。また、EUが承認したワクチンを2回接種した証明を提示した場合には隔離措置の免除対象となる。

モラヴィエツキ首相による憲法とEU法の優位性に関する憲法法廷への判断要請【29日】

29日、ミュレル政府報道官は、同日にモラヴィエツキ首相がポーランド憲法とEU法の規定が衝突した場合の優位性に関する判断を憲法法廷に要請したと発表した。モラヴィエツキ首相は、3月2日に欧州司法裁判所が全国裁判所評議会(KRS)改正法はEU法に違反し得るとの先決的判決を下し、同裁判所がEU法の優位性の原則によりポーランドの国内裁判所に同規定を適用しないよう要請したことを受け、憲法とEU法の優位性の問題を包括的に解決する判断を憲法法廷に求める方針を示していた。

地方裁判所裁判官による最高裁決定の撤廃を求める提訴【29日】

29日、オルシュティン(Olsztyn)地方裁判所のユシュチン裁判官は、政府の司法制度改革に異議を唱えたことにより、昨年2月に最高裁判所規律部が同裁判官の職務停止と40%の減給を決定したことに関し、同決定の撤廃を求めて46か所の高等裁判所に提訴した。ユシュチン裁判官は、提訴内容にて、オルシュティン地方裁判所裁判官としての資格

回復と同裁判所長官による職務復帰の許可を求めている。

今後のワクチン接種計画に関する政府発表【30日】

30日、モラヴィエツキ首相とドヴォルチク首相府長官は、今後の国内のワクチン接種計画に関する記者会見を行った。モラヴィエツキ首相は、第1四半期の供給分も含め、本年6月末までに2,000万本のワクチンがポーランドに供給されるとし、全ての希望者は本年8月末までにワクチン接種を受けることが可能であると述べた。また、ドヴォルチク首相府長官は、49～59歳のワクチン接種登録を4月12日～24日にかけて実施すると発表したほか、本年第2四半期には、職場や薬局等、新たなワクチン接種地点を開設すると発言した。

ワクチン接種登録をめぐる混乱【3月31日～4月1日】

31日22時、発表されていたワクチン接種計画には合致しない40～59歳のワクチン接種登録が事前の公表なく開始され、68,000人の50代と60,000人の40代が登録を行ったが、アクセスの集中により4月1日朝にシステムが利用不能となった。1日朝、ドヴォルチク首相府長官はインタビューに対し、60歳以上の登録ペースが減速したため、40～59歳の登録を開始したと述べる一方、接種順に関する質問には回答をせず、情報通知の失敗とシステム・エラーに対し謝罪した。同日午後、同長官は、4月中の接種予定となっていた40代の登録者約60,000人の接種日程を5月に移動すると発表した。ただし1日及び2日の接種予定者及び50代の登録者には予定通り実施されるとしている。今回の混乱をめぐり、野党はドヴォルチク長官の政治責任を追及して辞任を要求しているが、同長官は辞任する意思はないと述べた。

## 外交・安全保障

ベラルーシにおけるポーランド人少数者団体関係者の拘束【25日】

25日午前、ベラルーシ当局は、ベラルーシ西部グロドノにおいて、ベラルーシのポーランド人少数者団体 Union of Poles in Belarus (ZPB) 本部及び同団体関係者の家宅捜索を開始し、ジャーナリストでZPB幹部のポチョブット氏を含む関係者について憎悪を扇動したとして拘束した。24日、ベラルーシの裁判所は、ZPB代表のボリス氏が集会禁止令に違反したとして15日間の実刑判決を言い渡していた。

ポチョブット氏らが新たに拘束されたことを受けて、

プシダチ外務次官は、同拘束に強く反対し、抑圧の終了と拘束者の解放を求めて本問題に介入する意向を改めて表明した。また、ドゥダ大統領は、国連安保理非常任理事国を務めるエストニアのカリュライド大統領に対して安保理で本問題を扱うことを提案することを要請したほか、シュミットOSCE事務総長と会談し、本問題をOSCEのアジェンダとするよう呼びかけた。

26日、ドゥダ大統領は、ブリッチ欧州評議会事務総長に対して、欧州評議会のありうべき行動について議論するため本問題について閣僚委員会で扱うこ

とを要請した。また、同大統領は、パチェレ国連人権理事会高等弁務官とも本問題について議論し、国連がベラルーシにおけるポーランド人少数者への抑圧に対する立場を決定し、行動を開始することを呼びかけた。さらに、同大統領は、バイデン米大統領に対して書簡を発出し、人権侵害と市民社会への抑圧であるとして米国を議長国とする安保理においてこの問題を取り上げることを要請した。

#### モラヴィエツキ首相の欧州理事会出席【26日】

26日、モラヴィエツキ首相は、ビデオ会合形式で開催された欧州理事会に出席し、新型コロナウイルス感染症(COVID-19)、単一市場、産業及びデジタル政策における優先的分野、東地中海情勢、対露関係等について議論した。新型コロナウイルス感染症について、同首相は、新型コロナウイルスワクチンの承認及び生産の加速化、連帯の精神に基づく公平なワクチンの分配の必要性を強調した。また、ベラルーシにおけるポーランド人少数者団体代表等の拘束事案に対するEUによる行動を要請した。

#### ホロコーストに関連する記事のニューヨーカー誌への掲載【26日】

26日、米国のコラムニストのゲッセン氏は、ニューヨーカー誌に「ホロコーストにおけるポーランドの役割を探求する歴史家が攻撃されている—ポーランド政府は、300万人のユダヤ人の殺害から自国を免罪するために、名誉毀損として学者の訴追までするだろう—」と題する記事を掲載した。同記事は、ポーランド裁判所が、第二次世界大戦におけるナチスによるユダヤ人殺害に協力したポーランド人に関する著作が個人の名誉を毀損するものであるとして、二人のホロコースト研究者に対して有罪判決を決定したことについて言及している。同日、ツイヴィンスキ・アウシュビッツ博物館館長及び米国ユダヤ人委員会のハリス理事長は、同記事がホロコーストの歴史を歪曲するものであると批判した。28日、シンコフスキ・ヴェル・センク外務副大臣は、同記事について、ホロコーストの責任をポーランド人にあつたとするイメージを作り上げる試みであると非難した。また、在ポーランドユダヤ人団体もホロコーストにおけるドイツの責任を過小評価し、歴史的真相を歪曲させるものであるとして強く反発した。

29日、ゲッセン氏は、ポーランド人が国民としてホロコーストの責任があつたとは主張しておらず、自身の批判は実際にナチスに協力したポーランド人に向けられたものであつたと反論した。また、同氏は、ポーランド側の解釈は同記事の副題のたった一文に集中しており、論理的ではなく、同記事は、ユダヤ人の根絶におけるポーランドの共謀の全てを否定するポーランド政府の試みを示すことであつたと述べた。

30日、ニューヨーカー誌は、諸団体からの抗議や在米ポーランド大使館が同記事の全文撤回を強く求めたことを受け、同記事の副題を「ナチス占領下における300万人のユダヤ人殺害における自国のあらゆる役割を免罪するためのポーランド政府の取り組みによって、学者が名誉毀損訴訟と刑事罰の可能性に直面している」へと変更した。

#### ウクライナとポーランドの大統領協議委員会の開催【29日】

29日、ポーランドとウクライナの大統領協議委員会がビデオ会合形式で開催された。シュテルスキ大統領府副大臣が同会合のポーランド側の代表を務めた。同会合では、昨年10月に署名された両国大統領間の共同声明に基づき、二国間関係のアジェンダについて議論された。両国は、ウクライナのEU及びNATO加盟に向けて、ウクライナの国内改革の継続を含む支援や経験を共有することを再確認した。また、ポーランドは、同国からの投資に対するウクライナ市場の開放を求めた。

同会合では、新型コロナウイルス感染症、ウクライナの領土の一体性と主権の回復に対する国際社会の取組み、OSCEにおける協力、エネルギー安全保障とノルド・ストリーム2の建設問題、ヴィア・カルパティアを含むインフラ・プロジェクト、共同歴史記念、両国における自国民少数者の教育問題、ベラルーシにおけるポーランド人少数者問題等についても議論された。

#### ブワシュチャク国防相、米陸軍第5軍団長と会談【29日】

29日、コラシエスキー米陸軍第5軍団長がブワシュチャク国防相を表敬し、同軍団に関わるポーランドと米国との軍事協力について意見交換が行われた。同国防相は、両国関係強化の明確な証として、ポズナンに創設した同軍団司令部前方指揮所の副指揮官にポーランド軍のアダム・ヨクス少将を任命することを伝えた。

#### 軍による新型コロナウイルス感染症対策支援【30日】

30日、スクルキエヴィチ国防副大臣は、新型コロナウイルス感染者への対応において、その許容能力を超過した地域でポーランド軍の装備品が患者後送に使用されることとして、必要に応じて、ポーランド航空医療救難部隊の搜索救難ヘリコプター(6機)とその他のヘリコプター(3機)を運用することを発表した。また、昨日2機のCASA輸送機も運用可能であることを明らかにした。

#### 法の支配を巡る欧州委員会における欧州司法裁判所への提訴【31日】

31日、欧州委員会は、2019年12月20日に成

立したポーランドの司法に関する法律(2020年2月14日発効)に関して、EU法違反手続きの第三段階として、ポーランドを欧州司法裁判所に提訴することを決定した。また、欧州委は、最高裁判所規律部による裁判官の免責特権の破棄の禁止と昨年既に決定されたトゥレヤ裁判官やモラヴィエツ裁判官等の免責特権の破棄の停止を求める中間措置を命じるよう欧州司法裁判所に求めることも決定した。

欧州委は、同法がポーランドの裁判官の独立を損ない、EU法の優位性に不適合であり、また、同法は、国内裁判所が司法の独立を保護するための特定のEU法の規定を直接適用すること及び欧州司法裁判所に対して先決的判決を求めることを妨げていると主張した。さらに、欧州委は、(司法制度改革後の全国裁判所評議会(KRS)の推薦による裁判官によって構成された)独立が保証されていない最高裁判所規律部が、刑事手続や勾留を目的とした裁判官の免責特権の破棄や裁判官の一時停職及び減給等の決定により、裁判官及び裁判官が職務を遂行する態様に直接影響を与えることを可能にしており、これによりポーランドはEU法に反していると主張した。

同日、ミュレル政府報道官は、本件提訴は、法的にも事実関係としても正当化されず、司法行政に関する規則は、ポーランド憲法及びEU条約に直接起因する排他的な国内管轄に属すると反論した。

同日、ミュレル政府報道官は、本件提訴は、法的にも事実関係としても正当化されず、司法行政に関する規則は、ポーランド憲法及びEU条約に直接起因する排他的な国内管轄に属すると反論した。

## 治 安 等

### 警察、洗車中に車両窃盗を試みた男性を逮捕【26日】

警察は、洗車中の車両の窃盗を試みた38歳男性を逮捕した。自動車所有者がルブスキエ県フスホバ(Wschowa)の洗車場で自家用車の洗車を行っていた際、見知らぬ男性がおもむろに近づいてきて、運転席のドアを開けて自動車に侵入した。所有者が止めに入ったが、同男性はむりやり車を発進させたところ、まもなく通報を受けた警察に逮捕された。所有者は、車の鍵をキーシリンダーに挿したまま洗車を行っていた。逮捕された男性は、窃盗を試みた理由について、町を離れたくなり、車両窃盗を思いついたなどと述べているという。

### 国家警察本部、「米兵詐欺」について注意喚起【30日】

国家警察本部は、なりすまし詐欺の事例として、「米兵詐欺」が発生したと注意喚起を行った。3月上旬、50代男性が、シリアでの任務に従事する「米兵」を名乗る女性と有名SNSサイトを通じて知り合いになったという。ある日、同男性は、同「米兵」女性から、ポーランドで投資を行いたいので15,000ドルが入った荷物を送ったが、国境警備隊に荷物を止められ、スタンプをもらうためには指定された口座に12,000ズロチを入金しなければならないと言われた。その後、今度は税関において、荷物の配送に問題があるとして手数料を支払うよう言われたほか、女性から複数回にわたり指定された口座に入金するよう要請があり、最終的には同男性は合計40,000ズロチを超える金額を支払ったという。国家警察本部は、「米兵」詐欺は、なりすまし詐欺の新たな形式の

1つであるとして、新たに知り合った人からお金を要求される時は十分注意するよう呼びかけた。

### 当地地方都市で不発弾を撤去【30日】

シフィェントクシスキエ県キエルツェ(Kielce)中心部において、第二次世界大戦中のものとみられる不発弾二発が発見された。不発弾は、同中心部で造成作業を行っている最中に発見されたもので、撤去作業のため、周辺道路は封鎖され、住民も一時避難した。午後2時半頃には工兵により撤去された。

### ワルシャワ市、ゴミ収集手数料の算出方法の変更を発表【31日】

31日、ワルシャワ市は、4月1日からゴミ収集にかかる手数料の算出方法を変更すると発表した。同日以降、1家庭当たりの手数料は水道メーターを基に計算され、水使用量1㎡当たり12.73ズロチとなる。月額手数料は、過去6か月の平均水消費量を基準とされるが、水道メーターを設置していない家庭などは、同居人数の4倍の数値に12.73ズロチを掛け合わせた金額が基準額となる(例えば、同居家族5名の場合、 $5 \times 4 \times 12.73 = 254.6$ ズロチが月額ゴミ収集手数料となる)。レジャー施設などにおいては月額181.9ズロチの定額で手数料が課される。また、支払い期限は毎月28日となる。ワルシャワ市の月額ゴミ収集手数料は、2020年3月1日からアパート1棟当たり65ズロチ、戸建て住宅1件当たり94ズロチとなっていた。本件について、オルシェヴスキ副市長は、全国で廃棄物の管理費用が急増したことなどを理由に挙げた。

## 経 済

### マクロ経済動向・統計

#### 可処分所得【3月30日】

中央統計局(GUS)によれば、2020年の一人当たりの1か月の平均可処分所得は1,919ズロ

チで、対前年比5.5%増となった。これは、最低賃金の引き上げ、13番目の年金ボーナス支給、及び個人所得税の引き下げ等が理由となっている。

### ポーランドの経済成長予測【3月31日】

世界銀行は、ポーランドの2021年のGDP成長率について、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い不透明性が増していること、欧州におけるワクチン接種プロセスの遅れ等を踏まえ、前回発表の3.5%から3.3%に予測を引き下げた。世界銀行によると、ポーランドの経済成長はユーロ圏の貿易の回復や個人消費の持ち直し等により下支えされ、2022年のGDP成長率は4.2%まで上昇すると見込まれる(前回発表時は3.4%と予測していた)。また、格付け機関のスタンダード・アンド・プ

アーズは、ポーランドのGDP成長率について、2021年は3.4%と前回発表の3.8%から引き下げると共に、2022年については4.4%と前回発表の4.2%から予測を引き上げた。

### 3月の購買担当者景気指数(PMI)【4月1日】

HIS Markitによると、3月の購買担当者景気指数(PMI)は54.3ポイントと前月の53.4ポイントから上昇した。サプライヤー納期、新規受注、生産高、雇用が指数上昇に寄与した。特に輸出の増加に牽引され新規受注が伸びており、ワクチン接種の開始により新型コロナウイルス感染症に伴う各種制限措置が緩和されるとの期待もあり、企業は今後12か月の生産高の伸びに強い自信を示している。

## ポーランド産業動向

### PKN Orlenによる洋上風力発電所建設【3月25日】

国営石油会社 PKN Orlen は、カナダの Northland Power との洋上風力発電所の建設に関する最終合意に達した。両社はバルト海に最大総出力1.2GWの洋上風力発電所を2023年から3年間かけて建設する計画をたてている。Northland Power は同プロジェクトで49%のシェアを持っている。

### 韓国企業によるポーランドへの投資動向【3月30日】

韓国の SK IE Technology 社は、10億ドルの投資により、同社のリチウムイオン電池材料を製造する工場を拡張すると発表した。同投資により、同工場は、同社の中でも世界最大のものとなる。同拡張は新たに2つの工場を建設するものであり、これらはカトヴィツェの経済特区(KSEZ)に建設される予定となっている。同プロジェクトにより800人の雇用創出が見込まれるとされ、同工場は2023年末の運転開始が予定されている。

### 国際道路輸送連合、自動車会社の電気・水素トラックの導入の方針を批判【4月1日】

国際道路輸送連合(IRU)は、ディーゼルやLPG(液化石油ガス)を搭載したトラックを電気や水素に置き換えるという自動車会社の方針を批判している。IRUは、現在示されているデータは、燃料の燃焼過程における排出量のみを示しており、燃料の生産・流通過程における排出量は含まれていないと指摘している。米企業は、水素を燃料とする自動車のテストを行い、輸送業者が収益性を維持するためには、現在1kgあたり12~14ドルの水素の単価を2~3ドルに下がらなければならないと結論付けた。一方、独ダイムラートラック社は、EUの政治家に対し、気候変動に対応したトラックは従来のモデルよりもはるかに高価であり、市場で競争することができないため、CO2排出量の課金を有料道路料金に加えるよう訴えている。

## エネルギー・環境

### 原子力発電所建設関連動向【3月26日、30日】

ポーランド国庫は、5億3,136万ズロチでポーランドの原子力発電所の建設・開発を担当するPGE EJ1の株式を100%取得した。ナイススキ戦略エネルギーインフラ担当政府全権委員は、今回の株式取得は、昨年10月に決定した原子力開発計画の準備の一環であると述べた。また、同社の調査は、ポーランド政府が原子力発電所建設に関する技術・パートナーの決定に必要な文書作成に

不可欠なものとなるだろうとも述べた。また、法律によれば、閣僚会議は、首相、ナイススキ委員、クルティカ気候・環境大臣又は他の大臣に担当を依頼することが可能となっており、ナイススキ委員が同社を担当するとみられている。同委員は、4年前からポーランドの原子力プログラムに関わっており、技術や資金を提供してくれる可能性のある企業とのコンタクトをとっている。

## 科学技術

**国立研究開発センターによる研究開発の公的支援  
状況【3月25日】**

国立研究開発センター(NCIBR)は、2014年から2019年の公的支援プログラムの実施状況についての報告書をまとめた。同プログラムは220億ズロチ相当とされている。同報告書によれば、NC

BRの支援プログラムは、2023年の約174億ズロチのGDP成長に貢献するとされている。また、科学とビジネスのより良い協力関係を築く活動が重要であるとしている。さらに、知識の移転のために若い研究者を対象としたプログラムも重要であるとしている。

**大使館からのお知らせ****長期滞在を目的にシェンゲン協定域内国に渡航する際の注意**

最近、ドイツ以外のシェンゲン協定域内国に長期滞在を目的と申告した邦人が、経由地であるドイツでシェンゲン協定域内への入国審査を受ける際に入国管理当局から(1)最終滞在予定国の有効な滞在許可証、(2)ドイツ滞在法第4条のカテゴリーD査証(ナショナル・ビザ)、又は(3)同D査証に相当する滞在予定国の長期滞在査証の提示を求められ、これを所持していないために入国を拒否される事例が発生しております。

このため、現地に到着してからの滞在許可証取得を予定し、最初にドイツ入国を予定している場合には、注意が必要です。

ドイツ以外の国では同様の事例は発生していませんが、シェンゲン協定域内国での長期滞在を目的に渡航する場合には、滞在国及び経由国の入国審査、滞在許可制度の詳細につき、各国の政府観光局、我が国に存在する各国の大使館等に問い合わせるなどし、事前に確認するようにしてください。詳しくは下記リンク先を御覧ください。

[http://www.anzen.mofa.go.jp/c\\_info/oshirase\\_schengen\\_2.html](http://www.anzen.mofa.go.jp/c_info/oshirase_schengen_2.html)

(注):シェンゲン協定とは、シェンゲン協定加盟国の域外から同加盟国域内に入る場合、最初に入域する国において入国審査が行われ、その後のシェンゲン協定域内の移動においては原則として入国審査が行われないといった協定です。

○シェンゲン協定域内国(2020年6月現在):26か国

アイスランド、イタリア、エストニア、オーストリア、オランダ、ギリシャ、スイス、スウェーデン、スペイン、スロバキア、スロベニア、チェコ、デンマーク、ドイツ、ノルウェー、ハンガリー、フィンランド、フランス、ベルギー、ポーランド、ポルトガル、マルタ、ラトビア、リトアニア、ルクセンブルク、リヒテンシュタイン

**欧州でのテロ等に対する注意喚起**

欧州では、「イラク・レバントのイスラム国」(ISIL)の台頭以降、一般市民等のソフトターゲットを標的としたテロが相次いで発生しており、今後も更なるテロの発生が懸念されます。

観光客やイベント等を標的とするテロに警戒する必要があることに加え、イベント等の警備のため手薄となった他の都市でのテロの実行も懸念されます。以上を踏まえ、以下のテロ対策をお願いします。

(1)外務省が発出する海外安全情報及び現地報道等で最新の治安情勢等の関連情報の入手に努めるとともに、日頃から注意を怠らないようにする。

(2)以下の場所がテロの標的となりやすいことを十分認識する。

観光施設、観光地周辺の道路、記念日・祝祭日等のイベント会場、レストラン、ホテル、ショッピングモール、スーパーマーケット、ナイトクラブ、映画館等人が多く集まる施設、教会・モスク等宗教関係施設、公共交通機関、政府関連施設(特に軍、警察、治安関係施設)等。

(3)上記(2)の場所を訪れる際には、周囲の状況に注意を払い、不審な人物や状況を察知したら速やかにその場を離れる、できるだけ滞在時間を短くする等の注意に加え、その場の状況に応じた安全確保に十分注意を払う。

(4)現地当局の指示があればそれに従う。特にテロに遭遇してしまった場合には、警察官等の指示をよく聞き冷静に行動するように努める。

(5)不測の事態の発生を念頭に、訪問先の出入口や非常口、避難の際の経路、隠れられる場所等についてあらかじめ入念に確認する。

詳しくは下記リンク先を御覧ください。

<http://www.anzen.mofa.go.jp/>

**「在留届」の提出及び「たびレジ」への登録のお願い**

3か月以上海外に滞在する方は在留届の提出を、3か月未満の場合は「たびレジ」への登録を必ず実施してください。共にオンラインでの提出・登録が可能です。渡航先の最新安全情報や、緊急時の大使館又は総領事館からの連絡を受け取ることができます。また、家族や友人、職場等に日程や渡航先での連絡先を伝えておくようにしてください。

また、「在留届」をご提出いただいた方におかれましては、ご帰国やお引越、ご提出いただいた記載内容に変更があった場合には、「変更届」や「帰国・転出届」の提出をお忘れなくお手続き下さい。

下記リンク先から「在留届」の提出及び「たびレジ」に登録することができます。

(在留届) <https://www.ezairyu.mofa.go.jp/RRnet/index.html>

(たびレジ) <https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/>

### **新型コロナウイルス感染症に関する注意喚起**

新型コロナウイルス感染症(COVID-19)の感染が世界各地で報告されており、感染が報告された国々に渡航していた方を介して、感染が更に拡大する可能性があります。

ポーランドでも2020年3月4日に国内で初の同ウイルス感染者が認められて以降、感染者の増加が続いており、同3月20日には、感染事態が宣言されました。同10月24日からポーランド全地域において、全ての公共の場でマスク等を着用して口及び鼻を覆う義務が生じているほか、公共交通機関では搭乗できる人数が制限され、商店等ではソーシャル・ディスタンスを取ることとなっています。幼稚園、保育園の活動に制限がありますが、各園で対応が異なりますので、詳細は幼稚園、保育園に個別に御照会ください。2021年2月27日から、公共の場で口及び鼻を覆う際は、マスクのみが認められ、スカーフやマフラー、フェイスガード等で口などを覆うことは認められなくなっています。また、同3月20日から4月9日までの間、ポーランド全域において商業施設やショッピング・モールなどが閉鎖されるなど、防疫措置が再び強化されました。さらに同月27日から4月9日までの間には、大規模家具店や美容室、幼稚園・保育園も閉鎖されます。

今措置については、国家警察本部が同義務を履行しない者に対する取締りを厳しく行うと発表していますので、御注意ください。

最新情報を収集すると共に、手洗いうがいの励行、咳や発熱が認められる人に安易に近づかない等、感染予防に努めてください。

また、同ウイルスの感染拡大に伴い、東洋人に対する風評被害が発生しているとの情報もあるところ、ポーランド国内で被害に遭われた場合は、発生場所、日時等を含む可能な限り詳細な情報を当館領事部に提供いただくようお願いいたします。

外務省は本件に関し、広域情報を発出いたしました。在留届を提出した方及び「たびレジ」へ登録している方には既にメールが配信されております。最新情報は、下記リンク先で御確認ください。

<https://www.anzen.mofa.go.jp/>

### **領事部連絡先**

Eメール: [cons@wr.mofa.go.jp](mailto:cons@wr.mofa.go.jp)

電話番号: 22-696-5005(受付時間: 月～金曜日 9:00～12:30、13:30～17:00)

### **マイナンバーカード取得のお願い**

マイナンバーカードは、安全・安心で利便性の高いデジタル社会の基盤で、多様化・拡大する様々な手続・サービスを個人が広く利用できるようにするために不可欠な本人確認ツールです。

マイナンバーカードは、マイナンバーが記載された顔写真入り・ICチップ付きのカードで、役所に行かなくても日本国内のコンビニエンスストアで住民票の写しや課税証明書など各種の証明書を取得できるなど様々な利点があり、2021年3月からは健康保険証としても使えるようになる予定です。

現時点では、日本国内に住民登録のない海外居住者は、マイナンバーカード及び電子証明書を取得・利用することはできませんが、令和6年中に海外居住者もマイナンバーカード等の利用・取得・更新ができるようになる見込みで、現在、在外公館におけるマイナンバーカードの交付等の方法も検討されています。

マイナンバーカードの交付手数料は無料です。今後は、市区町村の申請窓口が混み合うことが予想されますので、帰国後速やかに取得申請を行って頂くよう、お願い申し上げます。

### **年金受給者の現況届提出について**

海外に居住している年金受給者は、年金の支給を引き続き受けるために、毎年、現況届に在留証明書等の生存確認ができる書類を添えて、日本年金機構(以下「機構」という。)へ提出いただく必要があります。しかし、新型コロナウイルス感染症(COVID-19)の影響によって郵便の受付が停止されている海外の国・地域に居

住する年金受給者については、提出期限までに現況届を機構に提出することや機構から現況届様式を送付することができなくなっています。

このため、郵便の受付が停止されている海外の国・地域に居住する年金受給者（提出期限が令和2年2月末日以降である者）については、それぞれの国・地域において郵便の受付が再開された3か月後までの間は、現況届の提出がなくても年金の支払いを継続する取扱いになりました。詳細については、下記リンク先を御確認いただくか、日本年金機構のねんきんダイヤルにお問い合わせください。

ねんきんダイヤル：(81)3-6700-1165

<https://www.nenkin.go.jp/oshirase/taisetu/2020/202006/2020061001.html>

### 【お知らせ】大使館広報文化センター開館時間(当面の間、入館を見合わせ中)

平日 9:00 - 12:30、13:30 - 17:00

※新型コロナウイルス感染症(COVID-19)を巡る状況を受け、当面の間入館を見合わせております。電話・メールでの対応は通常どおり、上記の時間帯で行います。御理解の程、宜しく願いいたします。

問合せ先：在ポーランド日本大使館広報文化センター(電話：22-584-7300、Eメール：[info-cul@wr.mofa.go.jp](mailto:info-cul@wr.mofa.go.jp)、住所：Al. Ujazdowskie 51、Warszawa)

## 文化行事・大使館関連行事

### 【休止】 展覧会「Paradise 101」【2月2日～5月16日】

(新型コロナウイルス感染症に係る規制措置のため、本イベントは休止となっております。)

クラクフの日本美術技術博物館Mangghaにて、展覧会「Paradise 101」が開催されます。ポーランドの写真家アーティスト、ヴォイチェフ・ヴィエテスカ(Wojciech Wieteska)によって撮影された、日本の平成時代の社会における変化を表現した写真展です。入場は有料です。

開催場所：Muzeum Sztuki i Techniki Japońskiej Manggha (Marii Konopnickiej 26, 30-302 Kraków)

詳細：<https://manggha.pl/wystawa/paradise-101>

### 【休止】 展覧会「アイヌの世界 ブロニスワフ・ピウスツキから萱野茂にかけて」【3月12日～8月29日】

(新型コロナウイルス感染症に係る規制措置のため、本イベントは休止となっております。)

ワルシャワのアジア太平洋博物館にて、展覧会「アイヌの世界 ブロニスワフ・ピウスツキから萱野茂にかけて」が開催されます。アイヌ文化及びブロニスワフ・ピウスツキ、萱野茂の研究を紹介する展覧会です。入場は有料です。

開催場所：Muzeum Azji i Pacyfiku im. Andrzeja Wawrzyniaka, Solec 24, 00-403 Warszawa

詳細：<https://www.muzeumazji.pl/en/temporary-exhibition/the-world-of-the-ainu-from-bronislav-pilsudski-to-shigeru-kayano/>

### 【予定】 参議院議員補欠選挙・再選挙に伴う在外選挙の実施【4月10日(土)】

参議院長野県選出議員の補欠選挙及び参議院広島県選出議員の再選挙に伴う在外選挙が実施されます。本選挙においては、長野県の市町村の在外選挙人名簿に登録されている在外選挙人証をお持ちの方、または広島県の市町村の在外選挙人名簿に登録されている在外選挙人証をお持ちの方が投票することができます。投票方法としては、「在外公館投票」、「郵便等投票」、「日本国内における投票」のいずれかを選択して投票することができます。在外公館投票は4月10日(土)午前9時30分から午後5時まで当館において実施される予定です。なお、衆議院北海道第2区選出議員の補欠選挙に伴う在外選挙については、同区の有権者がいないため、当館では在外公館投票を実施いたしません。詳細は、以下のリンクをご参照ください。

詳細：<https://www.pl.emb-japan.go.jp/files/100160048.pdf>(参議院議員補欠選挙・再選挙)

<https://www.pl.emb-japan.go.jp/files/100160044.pdf>(衆議院議員補欠選挙)

本資料は、ポーランドの政治・社会情勢を中心に、各種報道をとりまとめたものです。報道をベースにしておりますので、記載事項の信頼性については責任を負いかねます。

記載事項は在ポーランド日本国大使館の見解を示すものではなく、特定の団体・個人の利益を代表するものではありません。

**皆様からの情報提供をお待ちしています**

大使館では、読者の皆様に幅広くポーランドの情報をお伝えするため、皆様からの情報をお待ちしています。社会・生活情報やお勧めのイベント、困ったことなど、皆様に伝えたいと思われる情報があれば、下記のアドレスまで御連絡ください。(営利目的など、内容によっては対応できかねる場合もありますので御了承ください。)

**【お問い合わせ・配信登録】**

本資料は、ポーランドに関心のある方であれば誰でも受け取ることができます。「新たに配信を受けたい」、「送付先Eメールアドレスを変更したい」、「配信を停止したい」等の依頼につきましては、下記のEメールアドレスまで御連絡ください。大使館ウェブサイト([http://www.pl.emb-japan.go.jp/index\\_j.htm](http://www.pl.emb-japan.go.jp/index_j.htm))も併せて御覧ください。

本資料に関する問い合わせ Eメールアドレス([newsmail@wr.mofa.go.jp](mailto:newsmail@wr.mofa.go.jp))